

令和4年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第2号）

1 令和4年6月3日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至		

3 欠席した議員は次のとおりである。

10番 信谷俊樹

4 会議録署名議員は次のとおりである。

2番	森若 巖	3番	渡辺年範
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	福祉課長	川野義彦
保健衛生課長	竹下良二	地域経営課長	坂田 誠
建設課長	藤原通伸	上下水道課長	池田真二
会計課長	亀井成美	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 1号 繰越名許費繰越計算書（令和3年度大崎上島町一般会計）  
について

第 2 報告第 2号 繰越名許費繰越計算書（令和3年度大崎上島町公共下水道  
事業特別会計）について

第 3 報告第 3号 繰越名許費繰越計算書（令和3年度大崎上島町農業集落排  
水事業特別会計）について

- 第 4 報告第 4 号 繰越名許費繰越計算書（令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）について
- 第 5 報告第 5 号 予算繰越計算書（令和 3 年度大崎上島町水道事業会計）について
- 第 6 承認第 3 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 5 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 9 承認第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 10 議案第 39 号 大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 11 議案第 40 号 大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 41 号 大崎上島町在宅医療・介護連携推進会議設置条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 42 号 令和 4 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 43 号 工事請負契約の変更について
- 第 15 議案第 44 号 財産の取得について
- 第 16 発議第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書案
- 第 17 発議第 5 号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案
- 第 18 発議第 6 号 すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書案
- 第 19 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○副議長（水橋直行君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○副議長（水橋直行君） 日程第 1、報告第 1 号繰越明許費繰越計算書（令和 3 年度大崎上島町一般会計）についてを議題にいたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第1号繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町一般会計予算のうち、令和4年度に繰越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

主な内容は、総務費では庁舎管理費など4事業で4億8,617万4,000円、民生費では住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業など2事業で1億88万9,000円、衛生費では感染症対策費など2事業で1,727万4,000円、農林水産業費では農業集落排水事業特別会計繰出金など5事業で4,326万4,000円、商工費では自然公園施設管理費で2,092万1,000円、土木費では道路維持費など13事業で2億1,622万円、消防費では水防費で7,729万円、教育費では社会体育施設管理費で3,366万円、災害復旧費では道路橋梁災害復旧事業に要する経費として480万1,000円でございます。30事業の総額で10億49万3,000円を令和4年度へ繰り越したものです。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 2点ほどお聞きしたいんですけど、土木費の中にあります町道大久保線改良工事、一応これ2,500万円になっとったんですが、これは今年2,150万円、これ350万円を何に流用されたのか、それがまず1点目と。

町営住宅維持管理費の490万円、これは多分柿の浦住宅7戸分の改修工事分じゃと思うんですが、間違いはないですか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目の、町道大久保線の流用額ですけれども、流用ではございません。必要額を次年度に繰越しをしております。現年で使用した金額としては、道路維持、側溝清掃など早急なものに対応するため使用しております。

それから2点目の、柿の浦住宅のほうの繰越費ですけれども、これはおっしゃるとおり

柿の浦住宅の修繕費に使用しております。

○2番（森若 徹君） いいです。

○副議長（水橋直行君） ほかにありませんか。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 民生費のどこなんです、住民税非課税世帯の臨時特別給付金給付事業です。これ2億円だったのが9,110万円に半額ぐらいの繰越しになっとなんですけど、これちょっと具体的に内容を教えてください。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

住民税非課税世帯臨時特別給付金事業で、繰越明許費の議決をいただいたのが2億円でございます。この2億円というんは総額でございまして、令和3年度で給付したのが1,089世帯分1億890万円ですか、残りの9,110万円を翌年度へ繰越ししたものでございます。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 繰り越した分は、今年度は何か使われるような予定はあるんですか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 今年度につきましても、令和4年度に入りましても申請があります。その申請につきまして審査しまして、それぞれ払っているところでございます。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。

○副議長（水橋直行君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第2、報告第2号繰越明許費繰越計算書（令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第2号繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算のうち、令和4年度に繰越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、公共下水道施設建設費等2事業の執行に要する経費として1億8,395万3,000円を令和4年度に繰越したものでございます。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第3、報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算のうち、令和4年度に繰越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、農業集落排水施設建設費等2事業の執行に要する経費として617万5,000円を令和4年度に繰越したものです。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第4、報告第4号繰越明許費繰越計算書（令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算のうち、令和4年度に繰越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、下水道事業減債基金積立金及び漁業集落排水施設建設費等3事業の執行に要する経費として1,084万1,000円を令和4年度に繰越したものです。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第5、報告第5号予算繰越計算書（令和3年度大崎上島町水道事業会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第5号予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町水道事業会計予算のうち、令和4年度に繰越して使用する経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容は、資本的支出の建設改良費において水道施設建設改良事業に要する経費3,421万9,000円を令和4年度に繰越したものです。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第6、承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町税条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 大崎上島町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

まず、個人住民税関係では、住宅借入金等特別税額控除について適用期限を現行令和15年度分から令和20年度分まで及び対象居住年が3年間延長され令和7年までとなります。

続いて、固定資産税関係では、令和4年度限りの措置として商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とします。また、固定資産税課税台帳等に記載されて

いる事項について証明書の交付を行う際にDV被害者等の住所が含まれている場合は、住所の削除など必要な措置を講じることができると明文化されました。

そのほか、法律の改正に合わせて字句修正等、所要の規定の整備を行っております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本原案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援に関し、厚生労働省及び総務省から事務連絡が発出され、減免措置対象期間が令和5年3月31日まで延長されたこと等に伴い、大崎上島町国



民健康保険税条例の一部を改正し施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第8、承認第5号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第5号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免措置に対する国の財政支援に関し、厚生労働省から事務連絡が発出され、減免措置対象

期間が令和5年3月31日まで延長されたこと等に伴い、大崎上島町介護保険条例の一部を改正し施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるとのことです。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第5号専決処分した事件の承認を求めるとのことについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第9、承認第6号専決処分した事件の承認を求めるとのことについてを議題といたします。

退出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第6号専決処分した事件の承認を求めるとのことについて説明を申し上げます。

大崎上島町海底光ケーブル整備事業については、令和4年3月11日に議案第33号と

して工事請負契約の議決を受け施工してまいりました。当初の工事期間が短く工期内での完了が見込めないことから工事請負契約を変更する必要が生じましたが、令和4年3月31日付で国庫補助金の繰越しが承認されたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、同日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

内容は、完成工期を令和4年3月31日から令和5年1月31日としたものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第6号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第10、議案第39号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第39号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員に高田康平氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

高田康平氏には令和2年4月1日から教育委員をお願いしておりますが、本年6月30日で任期満了となります。よって、令和4年7月1日から令和8年6月30日までの任期中で再任をお願いするものでございます。

なお、教育委員会委員の任命に当たっては、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。高田康平氏は、本町の教育に精通されており、幅広い視野で教育を推進していただける人材であると考えております。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第39号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意をすることに決定しました。

○副議長（水橋直行君） 日程第11、議案第40号大崎上島町離島振興対策実施地域に

における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第40号大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年3月31日に所得税法の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、法令の改正において租税特別措置法第12条及び第45条にそれぞれ項が新設されたことに伴い、当該条例第2条で引用している租税特別措置法の規定について項ずれ等を改正するものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第40号大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第12、議案第41号大崎上島町在宅医療・介護連携推進会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第41号大崎上島町在宅医療・介護連携推進会議設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、在宅医療・介護連携推進会議委員の任期を介護保険事業計画の計画期間等と合わせることで会議の円滑な運営を図ることを目的に、大崎上島町在宅医療・介護連携推進会議設置条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第4条で規定する委員の任期を2年から3年に改め、その他委嘱する委員の名称を適正な名称とするため、ケアマネジャーを介護支援専門員に改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第41号大崎上島町在宅医療・介護連携推進会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第13、議案第42号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第42号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3,347万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,250万1,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、公共ネットワーク通信網更新に要する経費、新型コロナウイルス感染症に係る国及び町の施策に要する経費を追加するとともに、その他事業の執行に伴い、予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものです。

第2表地方債の補正では、国庫補助金の減額内示、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国庫支出金を減額、町債を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務課長より説明をいたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の4ページをお願いします。

第2表地方債の補正では、当該事業の事業費の追加及び財源更正等に伴い補正を行いましたので、起債の限度額について5事業の総額で1,590万円の増額を行っております。

8ページをお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では国庫補助金の民生費国庫補助金に子育て世帯臨時特別

給付金給付事業の財源の令和3年度追加交付分として児童福祉費国庫補助金18万4,000円の追加を、土木費国庫補助金では国補助金の額の内示に伴い、道路橋梁費国庫補助金に社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金、合わせて636万7,000円の減額、住宅費国庫補助金に社会資本整備総合交付金1,145万7,000円の減額を計上し、教育費国庫補助金では学校保健特別対策事業に対する補助金として小学校費及び中学校費国庫補助金、合わせて180万円の追加、教育総務費国庫補助金に学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業に対する補助金として公立学校情報通信環境整備費補助金20万2,000円を新たに計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため、9ページをお願いします、財政調整基金繰入金3,320万8,000円の追加を計上しております。

町債では、町債の土木債に国補助金の減額内示による事業費への町債充当に伴い、道路橋梁債に町道上豊広線改良事業等3事業で610万円、住宅債に定住促進住宅整備事業860万円をそれぞれ追加し、教育債では大崎上島文化センター空調設備、照明機器更新に要する経費の財源として大崎上島文化センター整備事業120万円の追加を計上しております。

10ページをお願いします。

歳出予算ですが、総務費では総務管理費の企画費に既存の公共ネットワークを廃止し民設の光回線を活用した公共ネットワーク構築等に要する経費として情報化推進事業費2,536万1,000円の追加を計上しております。

次に、民生費では児童福祉費の児童福祉総務費に木江憩いの広場の滑り台修理に要する経費として児童福祉諸費74万8,000円の追加を、児童措置費では令和3年度子育て世帯臨時特別給付金先行給付に係る返還金等として、子育て世帯臨時特別給付金給付事業53万8,000円の追加を計上しております。

次に、土木費では、11ページをお願いします、国補助金の減額内示に対し、町債の充当等により事業費の確保を図ることといたしましたので、土木費全体で財源更正を行っております。

教育費ですが、教育総務費の事務局費にGIGAスクール構想推進に必要な指導者用の端末購入に要する経費として、町立学校情報機器等整備事業53万7,000円の追加を、小学校費及び中学校費の学校管理費では新型コロナウイルス感染症対策のための学校



保健特別対策事業に要する経費として、東野小学校費ほか3事業、合わせて284万8,000円の追加を。

12ページをお願いします。

社会教育費の大崎上島文化センター費では、文化センター設備の抗菌化に要する経費として大崎上島文化センター運営費230万6,000円の追加を、また文化センターの空調及び照明機器更新に係る設計監理に要する経費として大崎上島文化センター整備事業113万2,000円の追加を計上しております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 誰もしないんで、1つだけ。

8ページ、歳入のところ、これは国からの交付金の内示が出たということで減額、それに関連して財源更正を行って、一応事業の進捗そのものは保たれるということなんですけども、これは国がそういう体質になってるんで致し方ないことなんですけども、ちょっとインフラの整備に関して、これは国民の意識のところにも関わる問題なのかなとは思いますが、どうもこのインフラ整備というものが悪いものといいますか、非常に軽んじられているというか、そういった傾向にあると思うんです。

その中で、財源更正を行った上で、うちの町の歳出のほうでは減額せずに事業の進捗を図るということで、その部分については評価したいと思うんですけども、その他の部分のところを見ましても、例えば舗装の路面であったりとか道路のラインが消えていたりとか、かなり町のインフラは傷んできていると思うんです。かなり老朽化が進んでいると思います。こういったことに対してもっと積極的にきちんと整備をしていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 町長。

○町長（高田幸典君） ご指摘の点、十分私も認識しております。住民生活に支障がない

ように積極的に整備をしまいたいと思っております。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第42号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第14、議案第43号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第43号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

本町の下水道事業の効率化を図ることを目的とした大串地区統廃合に係る圧送管渠新設工事は、令和4年3月24日に議案第38号として完成工期を令和4年6月30日に変更する議決を受け施工してまいりましたが、舗装専門業者との日程調整がつかず本工事の工期内完成が困難となり工期を変更する必要性が生じたため、完成工期令和4年6月30日を令和4年7月29日に変更したいので、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第43号工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第15、議案第44号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第44号財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、戸籍総合システム機器更新事業に係る契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

当該契約は、5月12日に随意契約により富士フィルムシステムサービス株式会社公共事業本部西日本支店と2,415万6,000円で仮契約を締結しております。

内容は、戸籍総合システムの機器が耐用年数を迎え、故障及び部品の確保が困難となることを踏まえ、機器の更新及びシステムの構成、データ移行等を行うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第44号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第16、発議第4号地方財政の充実・強化に関する意見書案を議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

○1番（閑田大祐君） 発議第4号地方財政の充実・強化に関する意見書案の趣旨説明を行います。

今、地方公共団体には急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化等を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において2021年

度の地方一般財源水準を2024年度までに確保するとしていますが、それを持って増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に意見書を提出するものであります。

以上で発議第4号の趣旨説明を終わります。

○副議長（水橋直行君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第4号地方財政の充実・強化に関する意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第17、発議第5号女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案を議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

○1番（閑田大祐君） 発議第5号女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案の趣旨説明を行います。

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、さらに独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映ともされた。この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立、加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは性犯罪のほとんどが男性によるものであることなどから、多くの悲惨な被害を重ねながらも女性たちが血と涙を流して戦い設置されてきたものであります。女性トイレで個室に引きずり込まれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品が見られたり持ち出されたりする事件は後を絶ちません。特に警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向

にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である男性用と女性用に区別して設けることを今後とも崩さず、また女性トイレはすべからく維持し、かつ女性の安心・安全という権利法益を守るべく諸方策を取ることは極めて重要であることから、政府に対して意見書を提出するものであります。

以上で発議第5号の趣旨説明を終わります。

○副議長（水橋直行君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第5号女性トイレの維持及び安心安全の確保を求める意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第18、発議第6号すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書案を議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

○1番（閑田大祐君） 発議第6号すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書案の趣旨説明を行います。

2年以上続くコロナ禍の下、医療、介護、保育、福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇でないことがマスコミにも取り上げられるようになりました。

そうした中、政府は看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで介護、保育、看護などでは処遇改善事業が実施されております。

しかし、利用申請等の手続期限が短期間だったために、看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためらわれ、制度の申請は限られました。また、引上げ額が低いこと、補助金の対象職種、事業が限定的であったことなどから抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っ

ております。

政府は、10月以降の改善について診療報酬、介護報酬、公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上いたしました。しかし、看護では引き続き対象が限定的であること、引上げ額が低過ぎることなど処遇改善での問題点はそのまま残っております。

少なくとも、全てのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠であります。

長引くコロナ禍の下、奮闘している全てのケア労働者の処遇が改善されるよう必要な措置を講ずることを政府に意見書として提出するものであります。

以上で発議第6号の趣旨説明を終わります。

○副議長（水橋直行君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第6号すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第19、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長において事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規

定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和4年第2回大崎上島町議会定例会を閉会します。

午前10時00分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

副議長

署名議員

署名議員